

山梨県環境影響評価等技術審議会概要
(仮称) 甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書

開催日 : 平成 19 年 7 月 13 日(金)

会 議 : 県民会館 6 0 6 会議室

現地調査 : 笛吹市寺尾地内

< 会議出席者 >

技術審議委員

田中収(会長)、石井信行、柿沢亮三、坂本康、杉山憲子、
中込司郎、平林公男、福原博篤、山下恭弘、湯本光子

事業者

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合 (落合俊美建設課長、宮沢一男、仲川辰男、今井淳樹)
日本技術開発株式会社(村山、大谷)

事務局

河西正男森林環境部技監、相沢享みどり自然課長、
秋山孝総括課長補佐、保延和正主査、土橋史副主査、和田政一技師

山梨県環境影響評価等技術審議会 次第

開会

あいさつ

議事

(仮称)甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について

その他

閉会

資料

環境影響評価等技術審議会議事録 (H19.5.23)

都市計画甲府外郭環状道路東区間環境影響評価方法書に対する知事意見

事業者提出資料

日 程

1 3 : 1 5 集合 (山梨県民会館 6 0 6 会議室)

1 3 : 2 0 事業者説明(6 0 分)

1 4 : 3 0 現地調査

出発 (1 4 : 3 0) - 現地着・調査開始 (1 5 : 0 0) - 6 0 分 -

- 調査終了 (1 6 : 0 0) - 県庁 (1 6 : 3 0)

1 6 : 4 0 質疑応答・検討

1 7 : 3 0 閉会

1 開会

(進行 秋山総括課長補佐)

本日、皆様にはご多忙のところ本審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
本件につきましては、平成19年4月25日から事業者による環境影響評価方法書の縦覧が行なわれ、6月25日に「意見書の提出がなかった旨の通知」の提出を受けたことから、25日の翌日から起算して90日以内に知事意見を述べることとなります。
今回は、この後行います『現地調査』の状況を踏まえる中で環境影響評価方法書の内容について、ご検討頂きたいと考えております。

2 あいさつ

(進行 秋山総括課長補佐)

開会に先立ちまして、河西森林環境部技監より、ごあいさつ申し上げます。

河西森林環境部技監

森林環境部技監の河西でございます。本日はお忙しい中、お時間を割いていただきありがとうございます。今回ご審議いただきます。甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業につきましては、本年4月から方法書手続を開始されたところでございます。また、住民からの意見を聞くための手続として方法書の縦覧を5月から6月にかけて実施したところでありますが、意見書の提出がないなということでした。こうしたことを踏まえ、環境影響評価の手続では9月中旬までに方法書にかかる知事意見を取りまとめてゆくこととなります。

8月10日に再度、技術審議会を開催することとなりますが、よろしく願いいたします。
また、本日は事業者から方法書の内容について約1時間説明を受けた後に、あいにくの天候ではございますが現地調査をお願いいたしまして、再度ご意見をいただくというハードな日程でございますが、ご協力のほどをお願いいたしまして挨拶と代えさせていただきます。今日はよろしく願いします。

(進行 秋山課長補佐)

本審議会の会長であります田中収会長にご挨拶をいただきたいと思っております。

田中会長挨拶

本日は、現地を見たり再度ここで議論をしたりと忙しい日程ですがよろしく願いします。

(進行 秋山課長補佐)

それでは早速、議事に移りたいと思っております。

3 議 事

(進行 秋山総括課長補佐)

これより審議会の議事に入る事になりますが、本日は、15名の委員のうち、10名の出席をいただいておりますので、山梨県環境影響評価条例第47条11項に規定される、委員の過半数の委員の出席が得られておりますので本審議会が成立していることをご報告します。

それでは、これより次第に従いまして、議事に移らせていただきます。

本審議会の議長は、条例第の規定により、会長があたることとなっております。

田中収会長、議事進行をよろしく申し上げます。

運営方針の確認

案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いします。

本審議会については、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする。

また、議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。という事でご確認をお願いします。

議事の進行について

今回の審議は、事業者から方法書の内容について質疑を含めて1時間弱説明を受け、その後、事業計画地に移動し現地調査を行います。現地調査が終了後、再びこの会議室に戻り、質疑応答及び検討を行いたいと考えています。

傍聴人の皆様へ

公聴を希望する方には、技術審議会を速やかに進行するため、傍聴人の皆様には、次の点についてご協力をお願いします。

審議中は静かにお願いします。拍手、声援、野次等を行わないでください。その他審議会の進行を妨げるような行為は行わないでください。以上よろしく申し上げます。

議題1 案件審査

(仮称) 甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書

田中収会長 : それでは、議題に入らせていただきます。まず、方法書の内容について事業者の説明を受けたいと思います。事業者の方につきましては、限られた時間内での説明となります。要点をお願いします。約50分程度でお願いします。

事業者(落合課長): 方法書に沿って説明。

田中収会長 : ありがとうございます。事務局から補足しておく事項はありますか。

事務局(土橋副主査):

ありません。

田中収会長 : 現地調査に先立ち質問又は事業者を確認しておきたい点について確認をお願いします。

平林委員 : 湿地が No.4 にあるということだが、事業計画地内には No.4 だけであって、他には湿地はないのでしょうか。

事業者(村山): 現在は方法書の範囲なので、計画地内の全ての踏査範囲を回っていないので、確かなことは分かりませんが、概略で回っている範囲では、No.4 以外はありません。また No.4 も昔は水田であったところが放棄されて湿地となっているものであり、当初から人為的な要素が入っています。

福原委員 : 集落は、No.2 の方向にあります。最も近い人家は No.2 の場所と考えてよいか。

事業者(仲川): 現地調査で No.2 の地点にも行きますが、計画地に接している民家が見えると思いますが、これらの民家は用地の中で移転することを想定しております。

平林委員 : 計画地付近の北側と南側の2つの河川を確認することはできるか。

事業者(仲川): 両方とも確認ができます。

田中収会長 : それでは、質疑を終了し現地調査に出発したいと思います。

本審議会はこれより、事業計画地の現地調査に出発します。予定では16時40分から、ここで会議を再開する予定です。

= = 現地調査時 = =

福原委員 : 最終処分場の嵩高はどのあたりか。

景観については、高さについても考慮すること。

事業者 : 現在立っている高さ付近になると想定している。

田中収会長 : ボーリングデータはあるか。

事業者(仲川): 事業計画地内に6箇所、周辺2箇所、計8箇所調査を行う。

田中収会長 : 当該計画地は、南側の山は古い地質であり、北側の高い部分は新しい地質といえる。

==再開(16:30)==

田中会長 : 先ず、現地調査をふまえる中で事業者の確認、質問がありますか。

石井委員 : 方法書において景観の影響に関してはフォトモンタージュにより行うとしているが、計画が定まっていない段階でどのようなことをされるのか、先ほどの説明では良く分からない。

福原委員 : それに関連し、山下委員とも話をしているのだが、平面図よりも現地調査では自然の状態で違うので、事業は3次元的に見ることができる資料があると、多角的に議論ができると考える。

石井委員 : 現地での説明では、施設計画はあまり決まっていないが煙突高が59m以上ということだけが決まっているということだが、方法書では、フォトモンタージュを作って検討するとしているが、形が決まらない中でどのようにフォトモンタージュを作成するのか。

柿沢委員 : 他の委員と同様ですが、具体的に改変される場所が示されずに審議ができるのか、特に自然環境については、現地のように非常に複雑な地形の中でどこの水系を残すのか残さないかが示されない、また、盛り切りはほとんどないと言っているが、どこを削りどこを埋めるのかということが示されないという方法書で環境影響評価ができるのかということを感じた。

環境影響評価とは、どこにどの程度の建物を建てるかと言ったきちっとした計画を示した中で始まるのではないかと感じた。あくまでも私の意見ですが。

田中会長 : 今の件について何か意見がありましたらご意見をお願いします。

普通は、どこになにができてということが決まっているのがこれまででしたが、今回については計画ができていく過程からの審議となりますがいかがでしょう。

福原委員 : 今のような計画を進めていく中で、例えば方法書-6で出来上がるものについて、具体的には、スラグについて、販売、公共事業での利用を義務づける、販路の確保を検討する等が記載されているが、この考え方は分かるが、それがどの程度売れるのか、何パーセントくらい消費されるのかこれらによって、施設の規模や最終埋め立ての規模が決まってくると考えられるが、そういった点について今後進展は得られそうなのか。

田中会長 : これについては、委員は事業者に対して質問しているので、答えてもらわないと困るのですが。

平林委員 : いつもの方法書と今回は若干違うと思うので、我々の立場も確認してから、議論をした方が良いでしょう。これまでであれば、既にいろいろな要因が決まっている中で、それに対してどういった環境への影響があるかを審議してきている訳です。今回の場合は、計画段階であり、実際に出来てくるものが、どういった形になるか不明であり、かなり早い段階で方法書ができています。そうすると、我々もそれに併せた審議というものが必要であると思います。事務局から補足説明をお願いします。審議をはじめるにあたり、この辺りの共通認識をつくる必要があると思います。これがないと、皆さんがおっしゃられているような意見が出るのは当然であります。「今回はこうした点がポイントだ」というところを併せて解説してもらった方が良いでしょう。

事務局(土橋副主査):

今回の方法書について補足説明をさせていただきます。今回の方法書では、具体的な絵(図面)がでていない、工法が明らかになっていないというご指摘がありました。

今回の方法書手続きは、手続きとしては非常に早い段階での手続き開始となっています。そのため、事業計画を環境影響や保全措置を検討しながら絞り込んで行く事になります。そのため、事業計画にあらかじめ環境保全措置を織り込まれることになる。また、手続きが準備書、評価書と進む中で計画ができて行きます。また、現在の不確定な部分については、方法書に記載されているように複数案を立案する中で事業が定まって行くこととなります。そのため、事業計画に環境への配慮を取り込みやすい事業であると考えています。

柿沢委員 : そうするとこれは計画アセスと考えて良いのか、我々が自由にここを計画していったとしても、事業者がどういった施設をどのくらいの規模で行いたいのかを示してもらわないと、その範囲内で環境をどのように保全するかはできるが、それも示さない中で、我々に考えろと言われても、私は設計者や市町村の担当者と一緒に考えていかななくてはならないと考えるがそのように考えておけば良いのですか。

事務局(土橋副主査):

計画の中にどこまで入り込めるかといった部分についてはすこし時間を頂きたいと思えます。少なくともこれまでの手続きよりも環境の保全の措置は取り込みやすいと考えています。また、手続きについては、計画アセスとこれまでの方法書手続きの中間程度と考えて頂ければと考えています。

柿沢委員 : これは山梨県にとって画期的なことだと思いますが、事業者がなにをどのくらいの規模を求めているのかをきちんと示し、その中で考えて行くことはできるが、何も無くて、それを行えと言われても審議のしようがないのではと考えます。

中込委員 : 私も柿沢委員と同意見です。今の計画では、審議会でこの部分は大切なので残すようにとした場合事業者は従うのか。こうした形の中で進めた場合事業者は、不本意であっても委員会の意見に従わなくてはならなくなってしまう。ですから、基本構想等を示してもらわないと検討しようがないのではと思えます。

平林委員 : 2つ目の質問ですが、第2章の事業の内容について、例えば - 4 下から2行目において、「施設配置については、今後の施設計画の中で、複数案の比較検討を行い、その結果を参考としながら、施設配置を決定する」と記載しているが、今の事務局の説明では、複数案がいくつか出てくるということになるが、この複数案を審議会にかけて頂くということでしょうか。

事務局(土橋副主査):

準備所の段階で予測の結果を伴った複数案が提示されます。

平林委員 : あるということでしょうか。排水計画や車両運行計画、給水についても上水を使うか、地下水を使うか、また、造成計画についても複数案が出てくるということか。

事務局(保延主査):

今は事務局が答えていますが、この部分については、事業者が答えてください。

事業者(村山): 今回のアセスメントの方法書については、ご指摘のとおり造成平面、施設のレイアウト等を示してごさいませんので、委員の皆様が「事業の内容が良く分からない」という部分も事業者として理解しております。

事務局の方と方法書を作る段階で、事業全体のスケジュール等との関係で方法書の内容が良く煮詰まったものとはなっていませんが、イメージとして - 4 ページに記載して

いる内容までしか正直なところ決まっています。ただ、これから測量調査、造成計画を図ってゆき、施設の配置を例えば、焼却溶融施設をどの位置にどんな寸法で作るのか。それをどの位置例えば、山側に作るのか、中央に作るのかそれとももっと西側の平地に近いほうに作るのか。こうした検討をまとめてしてゆくことになります。今回のアセスメントの方法書の段階では、例えばA案といった形を提示していないので、その代わり準備書の段階で調査・予測及び評価をする段階で施設のレイアウトA案、B案、C案を検討際に環境面についても比較する中で、「どれにしました。」「どれが良いのか」といった形を準備書の中で記載させて頂くことで、お話のあった複数案の比較という部分を進めてゆきたいと考えています。全般的には処理の方式や運搬ルートの話についても、また最終処分場の造成についてもどの程度切って、盛って、またG Lの高さまで行くかどうかといった部分についても、方法書の段階では固定できないのですが、これから進めてゆく検討経緯の段階で提示しながら環境面でも何がベターかということについてもご提示しながら進めているところです。

福原委員 : そういうことであれば、そういうところから私たちがしっかり議論をしていくことが望ましいことだと思います。であれば複数案を提示されて、「これにはこうしたメリット・デメリットがある」といった部分を数値やスコアで表すなどいろいろ方法があるが、そうしたことを行った中で、「それにさらにこうした考え方を入れたらどうか」とか「こうした方向で軌道修正してはどうか」といったことを言うのが本来の私たちの役割であり、今のままでは私たちに「提案書を作ってくれ」といった風にとられてしまい、今の段階ではあまり審議できないのではというのが私の率直な意見です。

事務局（保延主査）:

8月10日に予定している審議会において事業者から、今回指摘のあった部分について改めて説明をしていただければと思いますので、今の段階で委員の皆様からリクエストがあればお願いします。

福原委員 : そういった何かのヒントが出てくれば、私たちも議論がしやすいということです。

事業者（村山）: 計画のかなり初期の段階でということで、我々も複数案での比較検討を行うことを強調しています。方法書第4章の諸評価の手法に記載してあります。そうした点をご確認頂いて、こうした部分はどのようにしたらどうかといった意見をお聞かせ願いただければ、事業者としてもそうした部分を計画に反映する方向で検討したいと思います。

また、フォトモンタージュをどのような方向で作成するのかというご質問については、造成計画、焼却溶融施設、リサイクル施設の概ねの寸法、高さ、幅等を想定しそれをどこに配置するかは複数作成するつもりです。そしてそれを作ったことによりそれぞれの案について、具体的な眺望地点、例えば寺尾地区の一番近い民家からどのように見えるのか、色を例えば白にしたらどうか、植栽をすることによりどの程度隠すことができるのかといったところの比較を行ってゆきたいと考えています。また、精度としては造成面に箱物の形がどのくらいの寸法で入り、また煙突の高さについては5.9mとしているが、5.9m以上にこだわっている訳ではなく、8.0mなのかそれ以上なのか等は大気環境の調査結果を見ながら比較しながら決定するなど、そうした部分について複数の案を検討して行きたいと考えています。こうした複数の考え方を比較していったことについて準備書の中で提示していきたいと考えています。

今回の事業は通常の道路事業等と異なり、最終段階まで事業計画がきっちり決まらない事業です。それは、ごみ処理施設はメーカー施工で行われることです。通常は切り盛りバランス等がある程度決まれば大体決まるものですが、上(国)の方針でなるべく遅い時期に性能発注で行うことが求められるため、環境影響評価手続で細かい性能等について提示できれば環境影響は当然議論しやすいのですが、他手続きとの関連からなかなか決められない部分がありそれらのバランスをとりながら進めさせていただきたい。

田中収会長 : 今までのような形の中で進めてきたものは、中身はいろいろありますが、すっきりとした資料を出していただいています。今回は、まだその前の段階のような感じのものです。ですから、次の技術審議会までにある程度煮詰めることができるのであれば、その結果を出していただき、審議をしていくということとします。

今回は現地を見てきたということもありますので、その中で気づいたことをアドバイスしていくということにしないと進まないと思います。また、事業者には今日委員からの意見、アドバイスを元にまとめてきていただいて、それを審議するという形にしたほうがよいだろうと考えますが、事業者のほうはいかがでしょうか。

本当は、何回も審議会を開ければよいとは思いますが、委員もそう何回も集められませんが、いかがでしょうか。

福原委員 : 複数案の比較を行うとしているが、例えば、評価の手法について複数の手法が記載されているわけではなく、一般的な手法が羅列されているだけです。

事務局(保延主査):

今回の事業計画はごみ処理施設、廃棄物最終処分場及び余熱利用施設が全体計画として動いています。こうしたことの詳細については8月10日までに事業計画をつめることはできないと思いますが、事業者側として評価の手法等やフォトモンタージュの考え方などについて、委員の皆様がある程度分かるような資料を提出してもらおう中で、技術的なご意見を伺いたいと思います。

事業者(村山): 施設計画については今年1年をかけて策定していきたいと考えているので、図面で示すことは厳しいと思います。しかし、方法書において複数案で比較すると記載するにあたり、どういった方向で事業者が検討しようとしているかといった資料を提示したいと考えています。

例えば、排出濃度の違い、煙突の高さをどうすればよいのか。当然大気濃度についていえば、煙突を高くすれば拡散するのはあたり前ですが、事業者としてはコストの話も入ってくるので、全体的にどのように考えていくのかを提示させていただきます。

福原委員 : 具体的に伺いますが、この方法書の委託先は日本技術開発となっていますが、こちらの会社ではこうしたスタイルの方法書を作成したことはありますか。また、こうしたもので議論されたことはありますか。私たちは、方法書に対して技術的な審議を行うのですが、他県において、こうした方法書の審議が行われた実績がありますか。コストのお話をされましたが、環境のお話も同等に扱われるべきであると考えています。

事務局(保延主査):

今回の審議は、あくまで環境面であるので、その部分に特化して説明をしていただきたい。コスト面の話は補足としては良いがこれを中心にしないようにお願いします。

福原委員 : 事業計画がこの段階での方法書を作った実績はありますか。

事業者（村山）：日本技術開発としては、もう少し計画がはっきりした段階での進めているものはあります、限られた期間内でアセスを仕上げるということであり、こうした形となっています。

福原委員：実績があるのであれば、もっと作り方があったのではないですかと言う事です。

山下委員：違和感があるのは、事業者がどういう考え、構想でいるのか。それが出てこない、それがあるいはA案、B案、C案であるのかもしれないが、そうした「案」があって事業者がコンサルに委託しそれを示す中で環境影響評価の手続が開始されるのが本当だと思います。それが -4 のような形で示されるのみでは、どのような形の建物が出来て、景観をいじらずに行うのか、一部を改変して行うのかがまったくわからない状態で、他の委員もおっしゃっていたが、地形がきちんと分かる図面を用いて、こういう物が建つといったことがなければ、委員は意見を言いにくいと思います。

田中収会長：今までの皆様の意見を集約すると、ひとつは現地を見たがそこにどのようなものが出てくるのか分からない、そうした中で技術審議会として責任ある意見を述べることは難しいということです。ですから、委員がイメージしやすい資料と事業者そのものがどういうものをきちっと考えを示していただかなければ審議にならないと思います。そういったものが地元のコンセンサスを得ながらできるかということが大切です。

事務局（保延主査）：

事務局としては、今分かる範囲で事業者から情報提供していただいて、ご審議頂くということではいかがでしょうか。事業者には次回の8月10日と言わずできるだけ早い時期に資料をご提示していただきたい。

福原委員：先ほど柿沢委員もおっしゃいましたが、事業を組み立てる上で私たちも入ってくれと言うのであればいくらかでもアイディアは出せるのです。

事務局（保延主査）：福原委員は、技術的なサポートをすると言っているが、そのためにはもっと情報の提供がなくてはならないと言うことです。

坂本委員：すぐに設計にかかれるような図面を求めているものではない。

事業者（村山）：事業者としてもそうした（案）はあるのですが、ただ造成計画だけでなく廃棄物の搬入路等についてまで詳細なものはないと言うのが現状です。そうしたものについては、提示できるが精度的にはそれが精一杯です。

事務局（保延主査）：今出せるものの中で検討をしていくと言うものです。

事業者（宮沢）：複数案の検討という話がありますが、私たちが考えられる最善の策については変更されていく可能性はあるが、イメージの一例を示すことは可能と考えます。

事務局（相沢課長）：

8月10日という当初の予定ではございますが、委員の意見もございますので、ある程度事業者と情報がつめられた段階で再度開催という形にさせていただきたいと思います。今回は、現地を見た段階での注意すべき事項等につきましてこの場でご意見をいただき、事業者もそれを反映するような形で検討してければと思います。

田中収会長：この案件は、技術審議会に少し早く出しすぎたという感じもありますが、考え方を変えれば、技術審議会の意見を反映しながらより良い計画を作ろうとしているともいえるので、委員の皆様には今後こんなことを注意したほうが良い、またこんな点に留意したほうが良いということがあれば、ご意見を出していただければありがたい。

そして事業者は、事務局と調整する委員の指摘事項を充足するような時点となったら、

そこで審議会を行うとしたいとおもいます。よろしくをお願いします。

委員の皆様今日見た範囲でお気づきの点をお願いします。

柿沢委員 : 私は鳥の専門ですが、計画地内の水系がどうなるのかと言うことが最も気になります。最終的に平らにして完成となる場合、廃棄物を蓄積しているという点で、そこを水が通っているということです。

福原委員 : 清涼な感じの水を活かしながら調和させるかということが大事です。景観を大きく変えないような創造的な景観となるようなデザインとすべきであろう。そうした中で私の専門の音については、谷の反対側にある集落に対して建設工事や運用開始後に問題が起こりにくいような配置計画、つまりプラントの考え方を十分に配慮すべきだ。

過去のケースではプラントやが「そんなのはできない」「これが今の技術だ」として終わってしまうケースがある。そしてそれが最終的には周辺環境に悪影響を与えることがよくある。これは騒音、振動だけの問題ではない。最終的にはどこかのプラント会社に設計等を委託することになると思うが、そうした時にどこまでが性能補償できる部分なのかを十分考えて進めていただきたいと思います。基本的には現在の景観を活かしながらランドスケープ的なデザインをどうやって活かすかと言うことだと思います。

杉山委員 : 南側の谷が埋まると思うが、ここの水質構造がどうなっているのかと言うことをしっかり調べていただきたい。また、水質調査をしたボーリング井戸を引き続きモニタリング井戸とするとしているが、どこで、どの程度行うのかを示していただきたい。

また、一般的にこういった施設では日常的にどのくらいの水を使うのかと言うことについても具体的に示していただきたい。また、地形的に計画地は2つの谷に挟まれた尾根があるが、こうした部分についても平らにされてしまうのか、それとも地形を活かした形のものとなるのかということも示していただきたい。

田中収会長 : 明野の処分場で問題になったのは下流の水質汚濁の問題等でしたから、そうしたことから、周りの調査結果については役場等にもあるでしょうから、そういうものを参考にしながら考えて、調査をしておく必要があると考える。

湯本委員 : この地域は風土記の丘の近くの丘陵地であることから、当然遺跡等が存在する可能性があるので、そのあたりも考えておいた方が良いでしょう。

中込委員 : 計画地は谷が2つあって、多くの水があると考えます。計画ではこの水をどうするのかについて、基本構造からよく考えておく必要がある。最終処分場から出てくる浸出水と、これらの水は明らかに異なるし、この水をどうやって抜いていくのかをよく考えておく必要がある。方法によっては遮水シートの下層の土が地下水に洗い流されてしまう場合がある。実際に下層が洗われてしまったケースもあります。前回の案件においても話しましたが、浅い槽の地下水の動きにも十分考慮して、基本計画を立てていただければありがたい。事故がないようにしておく必要があります。

田中収会長 : 今、中込委員が指摘した内容については、例えば土石流氾濫源とか、砂礫層の場合、シートをかける下のほうが、侵食されてなくなってしまうみ、破損する場合がありますので、そうした部分を十分想定していただきたい。

福原委員 : こうした施設の延長で、ひとつの例としてエコセメント等技術が真剣に考えられその技術は世界トップクラスの技術を持っている。そうした部分で今この施設が考えている部分がどうなのかということも考えて、どの段階までとするのかという点についても議論をす

る必要もあるのではと考えます。

先ほども申したように、スラグ等を売るとしているが、その手法はどのようにするのかなど、付加価値のあるものをどのように残すのかなどについても、評価の要素として付加していけば私たちも議論しやすい部分があると考えます。

杉山委員 : 余熱利用施設については、未定と言うことだが、現段階で「これ」か「これ」のように既に想定しているものはあるのか。というのは、温浴施設を作っても利用者がいるのかという点もあると思うので、そのあたりどのように考えているのか。

事業者（落合課長）:

どのような余熱利用を想定しているかと言う点については、現在4市は地元の上寺尾にどのような施設がほしいのか、9月末までに取りまとめてもらうように投げ掛けています。ですから、9月末までには4市、また、県も入ってくると思いますので、地元からもこういったものが欲しいと提出されます。そしてそれを元に検討させていただくこととなります。ただ、今、図面上に表現できるのは、余熱を利用した施設と表現させていただき、想定するのは、甲府の環境センターのような温浴施設を想定するのが適当か分かりませんが、余熱を利用した還元施設と表現し、地域の意見がまとまった後それを反映していきたいと考えています。

坂本委員 : 最終処分場ができなかったらどうなるのか、最終処分場がなくても行うのか。今回の場合設計が難しいのは最終処分場のほうだと考えるが、こうした場合、分けて手続を行うこともできたのではないのでしょうか。そのあたりはどうでしょう。

事業者（村山）: 山梨県条例の対象事業としてはごみ処理施設であり、ごみ処理施設のみで進めたほうが方法書としてはシンプルにはなったと思いますが、技術指針において複合的な要因については一緒に考えるということになっていること、また、国の環境影響評価法においても同様の趣旨であることから、これについても要因として捉えて一体的に作られています。

事務局（河西技監）:

今の件についてですが、いわゆる対象事業はごみ焼却施設、廃棄物最終処分場は対象事業規模未満であります。しかし、計画区域を一連に開発するという、これが環境影響評価条例の第2条の「事業」の一連に改変するに当たるかあたらないかについて再三議論し、環境省の意見も聞く中で最終的に一連の事業とし、一の事業として手続を行うこととなりました。

平林委員 : 水質の関係からは、今回の事業の場合、最終処分場の負荷のほうが大きく、そちらのほうを重点的に見ざるを得ない。最終処分場については、該当外だから意見を言わないということもできず、意見の言い方が難しいと思います。

田中収会長 : 環境省もおそらくトータルとして考えたのでしょう。技術審議会としてはなかなか意見を言いにくいところもありますね。

今回はここで閉じるとして、今後は事業者と事務局でよく打合せをしていただいて準備ができた時点で再度開催するという事として、今回はフィールドを見せていただいていますので、次回は会議のみでできると思いますのでよろしいでしょうか。この問題については異常で終了させていただきます。

その他

田中会長 : その他として何かございますか。なければ後は事務局からお願いします。

事務局(保延主査):

この方法書手続きにつきましては、県民からの意見募集を行いましたが見がなかったため、今回は公聴会を開催しません。今後、市町村の意見及び技術審議会の意見を聞くこととなります。

今回、委員の皆様から意見を頂きましたので、事業者と調整をしまして今後ご連絡させていただきます。

事業者(村田): ご指摘のありました施設の概要、複数案の考え方、今行っている地質調査の概要についてはご提示できると思いますのでよろしくをお願いします。

事務局(秋山総括課長補佐):

田中会長ありがとうございました。次回の技術審議会につきましては、改めてご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

これで本日の技術審議会を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

終了(18:15)